

<講座用テキストレジュメ：社会保険編>

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、平成31年4月12日時点における情報です。
 また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

1. 国民年金法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
113	条文内図表 基準月が平成30年度に属する月～	下記【差替①】 基準月が平成31年度に属する月～
115	ADVANCE 本文 (平成 30 年度) 28,100円～704,500円	(平成 <u>31</u> 年度) 28,400円～711,500円
117	ADVANCE ほかの数値 ADVANCE 2つ目□ 【平成30年度の年金額 <参考>】	下記【資料①】参照 下記【差替②】
123	②平成 30 年度の年金額	②平成 <u>31</u> 年度の年金額 下記【差替③】
135	ここをチェック！ 3つ目□	下記【資料②】参照
158	ここをチェック！ 本文最終行 (平成 30 年度) 0.1% (平成 27 年度分)	(平成 <u>31</u> 年度) 0.1% (平成 <u>28</u> 年度分)

◆訂正表

頁	誤	正
16	(3)のここをチェック！ 4つ目の□ 生計を維持する配偶者は、～	生計を維持する <u>20歳以上60歳未満</u> の配偶者は、～
24	ここをチェック！ 4つ目の□ 法 89 条から法90条の3まで～	法 <u>88</u> 条の2から法90条の3まで～
29	条文 第1項 (第3号被保険者を除く) 届け出なければならない。	○(第3号被保険者を除く、 <u>次項において同じ</u>) ○届け出なければならない。 <u>*1</u>
	条文 第4項 受理したときを除く*1)～	受理したときを除く)～
	ちょっとアドバイス！ 2つ目□ 全文	下記【差替④】

42	ADVANCE 2つ目□ (法附則7条の5条1項)	(法附則7条の5第1項)
----	------------------------------	--------------

【差替①】

対象月数	金額	対象月数	金額
6月以上12月未満	49,230円	24月以上30月未満	196,920円
12月以上18月未満	98,460円	30月以上36月未満	246,150円
18月以上24月未満	147,690円	36月以上	295,380円

【差替②】

平成31年度は、名目手取り賃金変動率(0.6%)にマクロ経済スライドによる平成31年度のスライド調整率(▲0.2%)と平成30年度に繰り越されたマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)が乗じられることになり、改定率は0.1%となる。

【差替③】

年金の種類		法定基準額	実際の支給額
老齢基礎年金(満額)		780,900円×改定率	780,100円
障害基礎年金	第1級	第2級×1.25	975,125円
	第2級	780,900円×改定率	780,100円
遺族基礎年金(基本額)		780,900円×改定率	780,100円
子の加算	第2子まで	224,700円×改定率	224,500円
	第3子から	74,900円×改定率	74,800円
振替加算の基準額		224,700円×改定率	224,500円

【差替④】

□被保険者(第2号被保険者及び厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報(機構とは「地方公共団体情報システム機構」のこと)の提供を受けることができる者を除く)の氏名(又は住所)の変更の届出は、当該事実があった日から14日以内に、所定の事項(個人番号又は基礎年金番号等)を記載した届書を市町村長に提出することによって行わなければならない(則7条1項、則8条1項)。

【資料①】

名目手取り賃金変動率	1.006(平成30年物価変動率1.010×平成27~29年度の3年平均実質賃金変動率0.998×平成28年度可処分所得割合変化率0.998)
物価変動率	1.010(対前年比+1.0%)
スライド調整率	0.998(平成27~29年度の3年平均公的年金被保険者数の変動率1.001×平均余命の伸び定率0.997)
特別調整率(前年度までの未調整分の累計)	0.997

算出率（前年度改定率に乘じる率）	1.001（名目手取り賃金変動率 1.006×スライド調整率 0.998×未調整分 0.997）
改定率	0.999（前年度改定率 0.998×算出率 1.001）

【資料②】

平成 31 年度法定額（月額）	17,000 円
名目賃金変動率	0.998（平成 29 年物価 1.005×平成 27 年度実質賃金 0.993）
平成 31 年度保険料改定率	0.965（前年度改定率 0.967×名目賃金変動率 0.998）
平成 31 年度保険料額（月額）	16,410 円（17,000 円×0.965：対前年比+70 円）
平成 32 年度保険料額（月額）	16,540 円（17,000 円×0.973：対前年比+130 円）

2. 厚生年金保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
86 87 98 101 179	46万円	47万円
152 155	ちょっとアドバイス！ 1つ目□	下記【資料③】
158	(2) 平成 30 年度年金額	(2) 平成 <u>31</u> 年度年金額 下記【差替⑤】

◆訂正表

頁	誤	正
23	ロ) の図表下段 説明書き △ ⇒ 5 要件を満たし、～	△ ⇒ 5 要件のうち「 <u>特定適用事業所であること</u> 」以外の 4 つの要件を満たし、～
50	3 つ目□ □「70 歳以上被用者該当届」（ 4 則 15 条の 2）の提出手続は、廃止された。	□「70 歳以上被用者該当届」（則 15 条の 2）の提出手続は、 <u>一定の要件のもとでは提出を省略できることとなった。</u>
100	ここをチェック！ 1 つ目□ 被保険者である日又は～	被保険者である日（ <u>前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る</u> ）又は～
155	ちょっとアドバイス！ 2 つ目□	削除

【差替⑤】

定額部分の額

	本来の額	実際の支給額
定額部分の定額単価	1,628 円×改定率	1,626 円

加給年金額

		本来の額	実際の支給額
配偶者の加算		224,700 円×改定率	224,500 円
子の加算	第 2 子まで	224,700 円×改定率	224,500 円
	第 3 子から	74,900 円×改定率	74,800 円

老齢厚生年金の特別加算額

受給権者の生年月日	本来の額	実際の支給額
昭和 9 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日	33,200 円×改定率	33,200 円
昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日	66,300 円×改定率	66,200 円
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日	99,500 円×改定率	99,400 円
昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日	132,600 円×改定率	132,500 円
昭和 18 年 4 月 2 日以後	165,800 円×改定率	165,600 円

その他の額

給付の種類	実際の支給額
障害厚生年金の最低保障額	585,100 円
障害手当金の最低保障額	1,170,200 円
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算額	585,100 円
* 「585,100 円」は、障害基礎年金 2 級の額×3/4 及び遺族基礎年金×3/4 である。	
* 「1,170,200 円」は、本来の障害厚生年金の最低保障額×2 である。	

【資料③】

名目手取り賃金変動率	1.006 (平成 30 年物価変動率 1.010×平成 27～29 年度の 3 年平均実質賃金変動率 0.998×平成 28 年度可処分所得割合変化率 0.998)
物価変動率	1.010 (対前年比+1.0%)
スライド調整率	0.998 (平成 27～29 年度の 3 年平均公的年金被保険者数の変動率 1.001×平均余命の伸び定率 0.997)
平成 31 年度従前額改定率	昭和 13 年 4 月 1 日以前に生まれた者：1.000 昭和 13 年 4 月 2 日以後に生まれた者：0.998

3. 健康保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
190	ちょっとアドバイス！ 3つ目□ 全国一律 1.57% （平成 30 年度適用率）	全国一律 1.73%（平成 31 年度適用率）
	ADVANCE ②の条文解説枠【参考】 平成 30 年・ 3.61% ・ 6.39%	平成 <u>31</u> 年・ <u>3.51%</u> ・ <u>6.49%</u>
193	ADVANCE ◆激変緩和措置 本文内 平成 30 年度・ 7.2 ・ 10.61% ・ 72%	平成 31 年度・8.6・10.75%・86%

◆訂正表

頁	誤	正
107	(2)の条文 表組みの2段目左欄 当該療養に食事療養及び生活療養が含まれるとき	当該療養に食事療養が含まれるとき
144	(4)の高額療養費算定基準額の表 ア)～ウ)の3段分	<u>削除</u>
	(4) ちょっとアドバイス！に追加	□現役並み所得者（標準報酬月額が28万円以上の被保険者）については、外来療養に係る高額療養費算定基準額の救済措置は適用されなくなった。

4. 社会一般

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
23	ADVANCE 見出し (令 29 条の 7、 平 31 政令 00 号)	(令 29 条の 7、 <u>平 31.1.25 政令 15 号</u>)
158	ちょっとアドバイス！ 2つ目□ 「平成 30 年度の拠出金率」は、1,000分の 2.9 と～	「平成 <u>31</u> 年度の拠出金率」は、1,000分の <u>3.4</u> と～

◆訂正表

頁	誤	正
128	(5) 条文 2 段目 (法 5 条) b) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 <u>改正</u>	b) 成年被後見人又は被保佐人、破産者で復権を得ないもの ※注)

※注) 法案が「継続審議」となり成立しなかったため。なお、IP 講義においても「改正された」旨説明していますが誤りです。申し訳ありません。

5. 労働一般

◆新旧対照表

○補正情報なし

◆訂正表

118 頁 条文 1 段目 本文 4 行目

×指図書という) ~ ○指図者という) ~